

3 プランの体系図

【基本目標】

【具体的施策】

【具体的施策】

男女共同参画都市・とりどり

《重点項目》

○男女共同参画社会の実現
に向けた意識改革○あらゆる分野での女性の
活躍推進○生涯を通じた女性の安全
・安心の確保1 男女の人権の尊重
—男女の平等社会の実現—

(1) 男女平等の人権意識を高める教育・啓発の推進

- ① 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施
- ② 性別による固定的役割分担意識等に基づく社会的偏見・風潮の見直しと啓発
- ③ 各種団体・組織による男女共同参画の視点に立った研修等の啓発活動の促進
- ④ 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

(2) 男女の健康支援とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ意識
の浸透

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ意識の啓発
- ② 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策の推進
- ③ 学校教育における発達段階に応じた保健指導の推進

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
性と生殖に関する健康と権利。女性が身体的・精神的・社会的な健康を
維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で生む
かなどについて選択し、自ら決定する権利2 政策・方針決定過程における男女共同参画
—男女共同による政策・方針の決定—(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大と参画しやすい
環境づくり

- ① 議会への女性の参画を推進するための環境づくり
- ② 市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保
- ③ 女性の参画意識の高揚と女性の参画しやすい環境づくりの推進
- ④ 企業における女性の職域拡大と管理職への登用の促進
- ⑤ 地域社会等への女性の参画の促進

3 労働環境における男女共同参画
—いきいきとした職場づくり—(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会・待遇の確保と雇用
の場の拡大

- ① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保
- ② 女性の雇用の場の拡大

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に
向けた職場環境づくりの推進

- ① 男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の普及・促進
- ② 仕事と家庭・地域生活を両立するための所定外労働時間の短縮の促進
- ③ 多様な就労形態の普及・促進
- ④ 企業の取組に対する支援の充実

(3) 女性の起業・経営参画の推進

- ① 女性の起業の推進
- ② 農林水産業などにおける女性の能力・技術開発と経営参画の推進
- ③ 女性の再就職や能力発揮のための支援の充実

4 地域社会における男女共同参画
—明るく心豊かな地域社会づくり—(1) 男女が共に参画しやすい市民と行政との協働によるまちづ
くりの推進

- ① 市民と行政との協働による男女共同参画の推進
- ② 地域・社会活動団体の育成・支援の充実と拠点づくり

※市民…市内に在住する人、市内で働き、若しくは 学が人又は市内にお
いて事業若しくは活動を行う団体をいいます。（鳥取市自治基本条例よ
り）(2) 男女共同参画の視点を生がした安全で安心して暮らせる
まちづくりの推進

- ① 高齢者、障がい者、子ども等が安心して暮らせる環境整備
- ② 外国人が安心して暮らせる環境整備
- ③ 平常時からの男女共同参画の視点を踏まえての防災体制の整備の充実

5 家庭生活と他の活動との両立
—男女の家庭参画と他の活動との両立—

(1) 家庭生活への男女共同参画

- ① 家事・育児・介護への男性の参画の促進

(2) 家庭生活と他の活動との両立支援の推進

- ① 地域での子育てにかかわる支援の充実
- ② 保護者の就労等にもともなう多様な保育ニーズへの対応
- ③ 家族介護者への支援の充実

6 女性に対するあらゆる暴力の根絶
—暴力のない社会づくり—

(1) 被害者に対する支援の推進

- ① 被害者に対する相談・保護・自立支援体制の充実
- ② 二次被害発生の防止体制づくり

(2) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの充実

- ① 配偶者等への暴力行為を許さない意識づくりの浸透
- ② 暴力の防止に向けた地域・団体・行政・関係機関の連携強化
- ③ あらゆるハラスメントの防止対策の推進

※太枠：「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

概要版

第4次

鳥取県男女共同参画計画

計画期間 平成28年度～平成32年度

「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取」

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ

○「人」として個性と能力が十分に発揮でき

○自分にできることは自分で責任を持って取り組み

○できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

●家庭では

男女がお互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。

●地域では

老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

●学校では

性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

●職場では

男女が共に働きやすく、能力を発揮し活躍できる職場環境が整うとともに、家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。

計画の基本的な考え方

鳥取県では、「女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進していくため、固定的性別役割分担意識の解消や男女の働き方の見直しといった様々な課題や社会情勢の変化などを踏まえ、「第4次鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。

■計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「鳥取県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づき、男女共同参画を総合的に推進するための基本計画です。

鳥取県では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した「鳥取県女性活躍推進計画」を平成28年3月に策定し、その施策を総合的に実施することとしています。

第4次計画は、様々な場における男女共同参画を進めていくものであり、「働く場」もその一分野に含まれるものです。第4次計画の重要な要素として、重点目標1に「働く場における女性の活躍」を位置付けており、「鳥取県女性活躍推進計画」の内容を踏まえ計画を策定し、男女共同参画の推進に向けて一体的に取り組んでいきます。

■計画期間

平成28年度（平成28年11月1日）から平成32年度（平成33年3月31日）まで

■推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取組を推進していく必要があります。そのため、オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体などと連携を強化し、一体となって推進していきます。

■基本テーマ

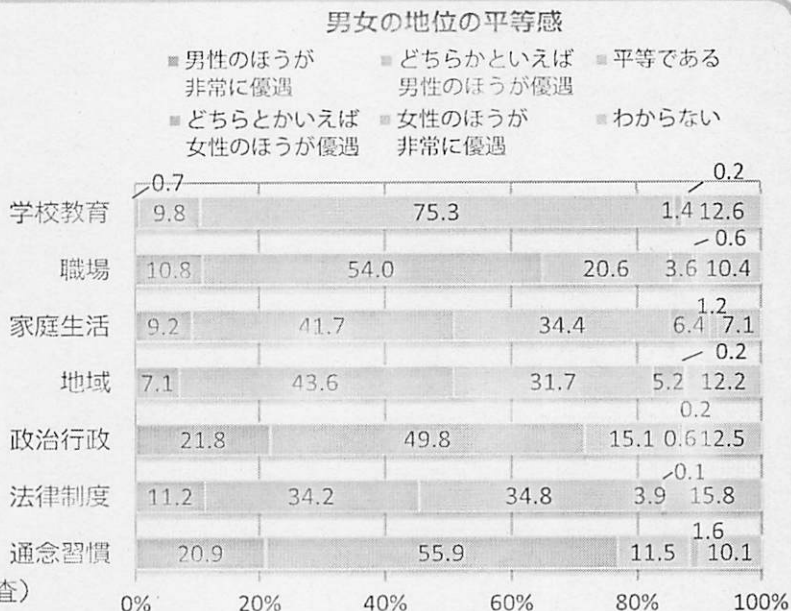
基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、男女が能力を発揮し、様々な分野に主体的に参画し、ともに活躍できる環境づくりに向け、女性活躍の取組を推進します。
基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	人権が尊重され、一人ひとりが自立し、誰もが安全・安心して暮らすことができるよう、男女間での暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援や男女が心身ともに健康に生きることができるよう取組を推進します。
基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	多様な生き方が選択でき、男女が希望に応じてともに働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向け、一人ひとりが性別に関わりなく個性や能力を発揮することを学んだり、考えたり、行動したりできるよう、あらゆる人たちに男女共同参画の理解が定着するよう推進します。

男女共同参画の現状

男女共同参画に関する意識

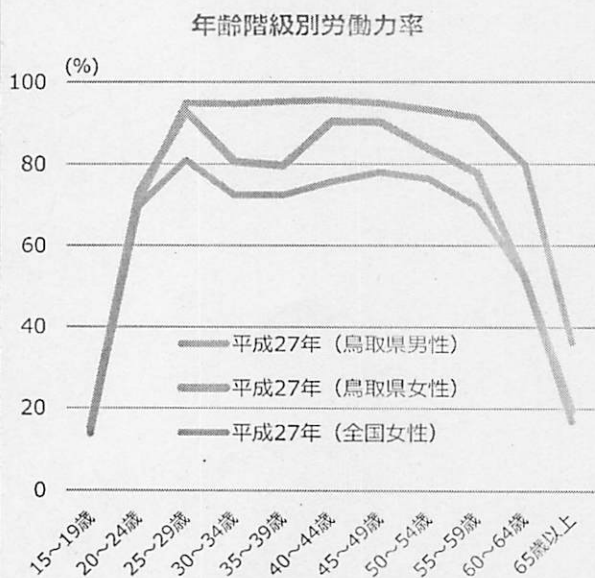
男女平等意識に関して、「学校教育」の場を除く、「職場」、「家庭生活」、「地域」など様々な場で「男性優遇」と感じている人が多いです。固定的性別役割分担意識の解消など男女共同参画の理解促進に向け、様々な機会を通じて普及啓発を進めていく必要があります。

(平成 26 年度鳥取県男女共同参画意識調査)



女性の就業継続

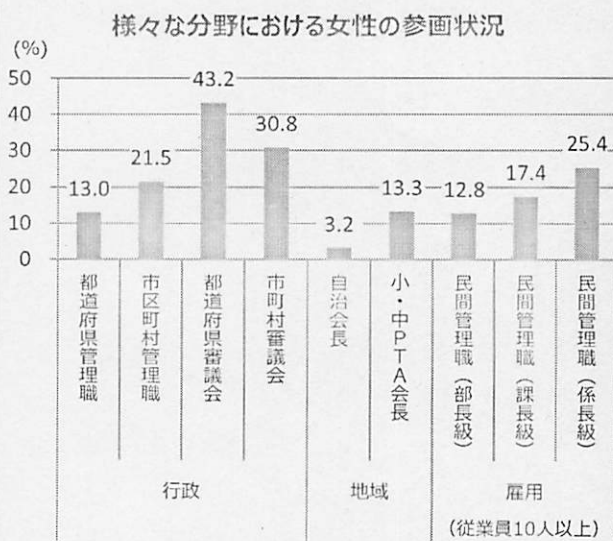
女性の労働力率は、30 歳代を底とする「M 字カーブ」を描いています。出産や子育てを機に離職することが原因と考えられ、就業を継続し、管理職などになって能力を発揮する女性はまだ少数にとどまっています。柔軟な働き方の推進など男女の働き方の見直しや、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりが求められています。



(総務省「平成 27 年国勢調査抽出速報集計結果」より作成)

女性の参画拡大

物事を決める場面への女性の参画状況を見ると、県審議会委員や県管理職などの女性割合は全国と比較して高い水準にあるものもありますが、男性と比べるとまだ進んでいない状況にあります。行政・地域・雇用など様々な分野において、政策や方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。



(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は性に関する施策推進状況調査」)
(平成 27 年度鳥取県男女共同参画マップ)
(鳥取県「企業的女性管理職登用等実態調査(平成 27 年 11 月)」)

職場、地域など様々な場における女性の参画を促進するとともに、仕事と子育て・介護が両立できる環境整備に向け、多様な働き方、男性の家庭などへの参画を推進し、男女が共に活躍できる環境づくりを進めます。

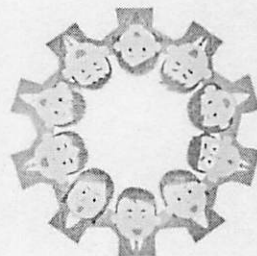
① 働く場における女性の活躍推進

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ◆ イクボスの普及促進や多様な働き方の導入など働き方の見直しに取り組めます。
- ◆ 保育所における年度中途の待機児童の解消や介護離職の防止など子育て・介護支援の充実を図ります。

(2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

- ◆ 経済団体など産官学労が連携して、女性が活躍できる環境づくりに取り組めます。
- ◆ 管理的地位に占める女性割合「2020年25%目標」達成に向け、企業における女性活躍の取り組みを後押しします。
- ◆ 男女が働きやすい職場環境づくりに向け、マタハラなどのハラスメント防止に取り組めます。



(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ◆ 農林水産業、商工業などにおける女性の経営参画や活動しやすい環境づくりに取り組めます。

② 地域・社会活動における女性の活躍推進

(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

- ◆ 女性の人材情報や学習機会を提供するなど、審議会などへの女性委員の参画拡大を図ります。

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

- ◆ 自治会などの地域活動における女性の参画を促進するための啓発や高齢者の見守り、子育て支援などの活動への多様な年齢層の参画を進めます。

(3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

- ◆ 地域づくりなどに男女がバランスよく参画するため、NPOや地域住民などが行う環境・子育て・地域交流などの取組を支援します。

(4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

- ◆ 防災会議や防災・消防活動への女性の参画の拡大や、男女共同参画の視点に立った避難所運営などの体制整備を推進します。



DVなど暴力の予防・根絶に向けた取組、困難な状況に置かれた人々への支援や心身ともに健康に生活することができるよう、安全で安心な暮らしができる社会づくりを進めます。

③ 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- ◆ 介護、認知症予防など誰もが健康に暮らせる環境づくりに向け、健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」を推進します。
- ◆ 男女の性差を踏まえた健康相談やがん検診の受診啓発などに取り組みます。



(2) 妊娠・出産等に関する支援

- ◆ 子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）を整備するなど、安心して子どもを産み育てることができる支援体制を充実します。
- ◆ 不妊治療に対する支援、学校などにおける妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。

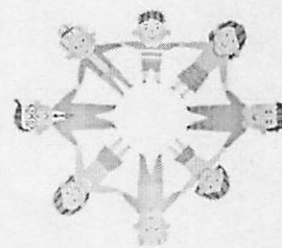
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ◆ 性感染症や薬物乱用などについて、正しい知識の普及啓発や防止に向けた教育の充実を図ります。

④ 誰もが安心に暮らせる環境整備

(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

- ◆ 高齢者の地域活動の支援や地域住民が集う拠点の整備を進めます。
- ◆ 家族介護者の負担軽減を図り、介護従事者の人材確保や介護サービスの質の向上など介護基盤を整備します。



(2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備

- ◆ 就業支援体制を強化し、障がいがある男女の就労を促進します。
- ◆ 障がいへの理解を深めるため、あいサポート運動を拡大していきます。

(3) 外国人が暮らしやすい環境の整備

- ◆ 日本語クラス運営など個々の実態に応じたコミュニケーション支援を行います。

(4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

- ◆ 就業相談、就業に向けた資格取得や子育て支援など就業や生活の安定に向けた支援を行います。

(5) 性的マイノリティに関する理解促進

- ◆ 性的マイノリティに対する学校や職場における教育、啓発を推進します。

⑤ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力を許さない社会づくり

- ◆ DV（デートDV）、性暴力など、あらゆる暴力を容認しない意識の啓発や若年層間で起きる暴力を予防する啓発を行います。

(2) 安心して相談できる体制づくり

- ◆ 配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV 被害者等支援のための各種取組を実施します。
- ◆ 性暴力被害者が安心して相談できるよう被害者相談窓口を設置します。

(3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

- ◆ ペアレンタルコントロールの普及促進やインターネットなど様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディアリテラシー）の向上を図ります。



基本テーマ
C

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

一人ひとりが多様な生き方が選択でき、男女がともに働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向け、若い世代から男女共同参画の理解が定着するよう推進します。

⑥ 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

- ◆ 男女共同参画の理解促進に向け、各種媒体による広報や男女共同参画センターによる出前講座など、様々な機会を通じた啓発活動を実施します。

(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

- ◆ 男女共同参画の視点に立った学校教育の充実やキャリア教育などを推進します。

(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

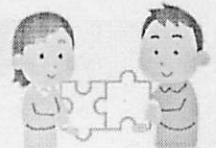
- ◆ 男女共同参画センターによる各種講座の実施など、男女共同参画について考える学習機会や情報提供を充実します。

(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

- ◆ ワーク・ライフ・バランスなどについての意識啓発や家事・子育て・介護などに関する男性向けの講座などを開催します。

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- ◆ グローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。



主な数値目標

A 男女が共に活躍できる環境づくり（重点目標1～2）

項 目	現 状	目 標
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（10人以上）		
係長相当職	25.4% (H27)	30%以上 (H32)
課長相当職	17.4% (H27)	20%以上 (H32)
部長相当職	12.8% (H27)	15%以上 (H32)
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	41 社 (H27)	300 社 (H32)
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	20.5% (H27)	85% (H32)
25歳から44歳までの女性の就業率	79.0% (H24)	85%以上 (H32)
年度中途の保育所等の待機児童数	56 人 (H27.10)	解消を目指す (H31)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	91 人 (H27.5)	解消を目指す (H31)

B 安全・安心に暮らせる社会づくり（重点目標3～5）

項 目	現 状	目 標
がん検診受診率	子宮がん：32.0% 乳がん：30.5% (H26)	50%以上 (H29)
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	4 市町村 (H27)	19 市町村 (H31)
性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	0 箇所 (H27)	1 箇所 (H32)

C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり（重点目標6）

項 目	現 状	目 標
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であるとする割合	11.5% (H26)	50%以上 (H31)
男女共同参画を知っている県民の割合	58.9% (H26)	100% (H31)
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	1,311 人 (H26)	1,500 人 (毎年度)

計画の体系

■ 3つの基本テーマ、6の重点目標、77の数値目標で男女共同参画を総合的に推進！



第4次鳥取県男女共同参画計画は鳥取県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/32690.htm>

鳥 取 県

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7077 FAX 0857-26-8196 E-mail jyosei-katsuyaku@pref.tottori.jp